



佐藤 守正

「自立プラン」作成を 住民の行政参加の契機に

上村町政になってからの「住民との協働」の最初の試みである「住民参加の自立プラン作成」は、どのように作業を進めるのか。

質問

町長答弁

公募には25名の応募があり、町内会長推薦5名を加えて30名となった。これに役場職員23名を加えて計53名のスタートとなる。今までのように、いろいろの団体の役職にある人が集まり、事務局が用意した案件に同意して終わるような会議にしてほしくない。方向性等も自分たちで議論して決めたいという意見もあるので、協働の第一歩が踏み出せるきっかけがつかめたものと期待をしている。

質問

「協働」の前提は町の行政情報の徹底した公開であるが、今の町の情報公開は「協働」の関係を創るに充分だと考えるか。

町長答弁

「湯沢町情報公開条例」があり、町民協働の関係を作るに十分な条件である。

質問

情報公開の申請は、年間に1件か2件くらいしかない。それがあから十分だなどと

一

般

質

問

は言えない。

北海道二セコ町の「もつと知りたいたい役場の仕事」というパンフレットは、二セコ町の平成18年度のすべての施策を予算を通して説明したもので全世帯に配布している。各事業の内容、それを担当する課と係、予算額、予算の出所をわかりやすく説明していて、町の仕事の細部まで町民にはよく見えるようになっていく。二セコ町の町民の行政参加はつとに有名だが、それを支えているのはこのような町役場側からの情報開示の努力なのだ。

町長答弁

今の情報開示では不足だということなので、町のホームページの改訂をも含め検討していきたい。

質問

町の自治基本条例の制定は考えていないか。パブリックコメント（町民の意見公募制度）を条例化するつもりはな

町長答弁

町民の行政参加の権利と責

任を担保する条例の制定は必要不可欠である。現在、12月議会に条例提案を目指して草案を検討中である。当然パブリックコメント制度も組み入れられるはずである。

教育基本法「改正」について

質問

教育基本法改定の動きについて、町の教育行政の責任者としての教育長の見解を伺う。現行の教育基本法は、戦前の教育がおかした罪悪の深刻な反省から生まれ、憲法と同じ国の基本法として制定されたものだ。

戦前の教育は、国家に従順な青少年、天皇に命を捧げることを名譽と思ひ、国策を批判しようなどと思わない子供たちを育てるための手段であった。そのために、国が国民が持つべき道徳律を「教育勅語」で定め、それを注入するために教育が使われたのだ。しかるに今回用意された「改正」案は、第2条で20もの徳目を並べ、それを育てるのが教育の目標だと定めている。その一つ一つを取り上げれば

当たり前前の徳目には見えるが、どのような道徳律を望ましいものとするかを国が決め、それを育てることを教師に命ずることは、戦前の教育と構造は同じである。

さらに改定案では「教育は、法律の定めるところにより行われる」と書き加えて、国家権力が法律を通して教育内容に干渉する道を開いている。教育は政治から自立してなければならず、教育基本法は政治への介入を禁ずるといふのが法の理念であったはず。しかし、その精神は完全にひっくりかえされている。教育長はこの改正をどう思うか。

教育長答弁

政府は、この改正の目的をいじめや不登校、凶悪犯罪の低年齢化に対する有効な対策だと言っているが、その因果関係ははっきりしていない改正だと思ふ。

ただ、改正案を読んでも各条文からはさして問題は感じない。よく審議をしていただいていた方がいいと願うところである。